

# YUBISUI NEWS

2019

公益法人版

創刊号

- freee株式会社 社長 と 当グループ 代表 とのトップ対談
- 幼児教育無償化
- 処遇改善に関するご注意
- 公益法人に対する不動産の寄付 ～税務上の注意点～



# ごあいさつ

ゆびすいグループ

代 表 澤 田 直 樹



新年、明けましておめでとうございます。

平素は、当グループに格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月より京都に支店を開設いたしました。当グループでは「やりたいこと企画」と称し、年に1回、本人が主体的になってやりたい事業の提案を募集しており、今回、京都出身の職員からの提案が実現する運びとなりました。既存の京都や滋賀のお客様に対し、地域に密着したきめ細かいサービスのご提供を行うとともに、クラウド会計を生かしたベンチャー支援、グループの強みを生かした公益税務、相続や事業承継などにも力を入れて参りたいと考えております。

京都支店は、烏丸通りに面し、各最寄り駅から徒歩5分以内の非常に便利な「読売京都ビル」の10階にオフィスを構えました。詳細は、10ページのとおりでございます。

また、弊社が昭和58年から開発・販売・保守サービスをおこなっている公益法人会計用ソフト（指吸まなび Plus、指吸なごみ Ex、指吸こころ Ex）のノウハウを活かし、一昨年より freee 株式会社と社会福祉法人向けクラウド会計システム「社会福祉法人 with freee」の共同開発を行っていましたが、本年度より本格リリースできることとなりました。従来の指吸まなび Plus、指吸なごみ Ex、指吸こころ Ex と同様、クラウド会計システム「社会福祉法人 with freee」もご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年より公益版のゆびすいニュースを発刊することといたしました。

本号が創刊号でございます。公益法人のお客様にとって有益な情報を発信していきたいと思っておりますので、ご愛読いただけますようお願い申し上げます。

本年もお客様のさらなる繁栄のために、職員一同、努力し続けてまいりますので、今後ともご支援、ご鞭撻賜りますよう心よりお願い申し上げます。

本年が皆様にとりまして良い一年でありますよう祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。

## CONTENTS 公益版 No.1

|                                           |                     |    |
|-------------------------------------------|---------------------|----|
| ごあいさつ .....                               | ゆびすいグループ 代表 澤 田 直 樹 | 1  |
| freee 株式会社 社長 と ゆびすいグループ 代表 とのトップ対談 ..... |                     | 2  |
| 幼児教育無償化 .....                             | 佐 藤 大 樹             | 5  |
| 処遇改善に関するご注意 .....                         | 石 川 泰 令             | 7  |
| 公益法人に対する不動産の寄付～税務上の注意点～ .....             | 富 田 幸 裕             | 9  |
| 京都支店の開設・人事異動のご案内 .....                    |                     | 10 |
| セミナーのご報告 .....                            |                     | 11 |

# free 株式会社の佐々木社長と弊社の澤田代表との トップ対談が「月刊実務経営ニュース」に掲載されました

free 株式会社と共同開発中の社会福祉法人向けクラウド会計システムがリリースされるのにもない、free 株式会社の佐々木社長と弊社代表の澤田とのトップ対談の様子が「月刊実務経営ニュース」に掲載されました。記事を抜粋して掲載いたしますので、ご高覧いただければ幸いです。

FEATURE



## クラウド会計ソフト free が社会福祉法人会計基準に対応

### 税理士法人ゆびすいと free 株式会社が共同開発する 「社会福祉法人向けクラウド会計システム」

70年超の歴史を誇り、税理士法人など7法人を擁する大型老舗事務所・ゆびすいグループ（大阪府堺市）と、AIなど最先端技術で業務効率化のソリューションを提供する free 株式会社（東京都品川区）が、社会福祉法人会計基準に対応したクラウド会計ソフトの共同開発を進めている。「クラウド会計ソフト free」で公開している free API を、約2600の公益法人を顧客先に抱えるゆびすいグループのクラウドシステムとデータ連携し、社会福祉法人の経理業務効率化を目指している。この「社会福祉法人向けクラウド会計ソフト」は、本年リリースされる予定である。両社は新システムの普及を通じ、深刻な人手不足に悩む社会福祉法人の支援拡大を目指す方針だ。社会福祉法人向けクラウド会計ソフトの概要と今後の取り組みについて、ゆびすいグループ代表の澤田直樹氏（写真右）と free 株式会社代表取締役社長の佐々木大輔氏（写真）にお話を伺った。

## 業界を牽引する老舗税理士法人と クラウド会計ソフトベンダー

——本日は、税理士法人ゆびすいと、free 株式会社が共同で開発中の「社会福祉法人向けクラウド会計ソフト」を中心に、ゆびすいグループの澤田代表と free の佐々木社長のお二人にお話しいただきます。まずは、ゆびすいグループの沿革について、澤田代表に伺います。

**澤田** 税理士法人ゆびすいは、昭和21年に指吸千之助が大阪・堺で開業したのが始まりで、創業71年になります。現在、ゆびすいグループとして堺本社、大阪、東京、福岡、岡山、和歌山、名古屋、仙台の全国8拠点、7法人の250人体制で、税務・会計から経営コンサルティングや登記、労務、ソフト開発まで多岐にわたる事業を展開しています。

また、私で8代目になりますが、創業当初から「顧問先と共に繁栄するゆびすいグループ」をモットーに掲げ、社員の成長を重視する社風が今日まで引き継がれ、税理士・公認会計士・司法書士・社会保険労務士・中小企業診断士などを擁する専門家集団「ゆびすいグループ」の形成に至っています。

——ありがとうございます。では佐々木社長に free 株式会社社の近況について伺います。

**佐々木** 当社は昨年、電子申告に対応した「クラウド

申告 free」を展開しています。会計から申告まで、クラウドで一気通貫に対応する機能の提供によって自動化を強力に推し進めるという仕組みを、多くの方に実感していただいているのではないかと思います。

ここ数年、会計業界への営業活動に注力してきた free ですが、昨年はその成果が見えた1年でした。会計事務所がビジネスを伸ばしていくためのさまざまなプランを次々とつくり顧客紹介やマーケティング支援をパッケージ化した「free 認定アドバイザープログラム」を展開したことは、大きなブレイクスルーだったといえます。その結果、現在のパートナー事務所数は5000、ユーザー数は80万件を超えて、年内に100万を突破する見込みとなっています。

——創業当初、ベンチャー、新設会社を中心に顧客を拡大してきた free ですが、現在の状況はいかがですか。

**佐々木** 最近は、ベンチャー企業の支援だけでなく、上場企業にも当社システムをお使いいただいています。その件数は年々増えており、現在、二桁に上ります。また、上場準備中の会社における導入件数は、ほぼトップシェアとなり、勢いのある中堅企業のなかでは、最も選ばれる会計ソフトになってきているのではないかと思います。

——あらゆるステージに対応できるようになってきているのですね。



■佐々木 大輔(ささき・だいすけ)  
freee 株式会社代表取締役社長。一橋大学商学部卒。大学在学時からインターネットリサーチ会社インタースコープで活動。リサーチ集計システムや新しいマーケティングリサーチ手法を開発。卒業後は博報堂にて、マーケティングプランナーとしてクライアントのマーケティング戦略立案に従事。その後、未公開株式投資ファーム、CLSA キャピタルパートナーズでの投資アナリストを経て、株式会社 ALBERT の執行役員に就任。平成20年に Google に参画。アジアの中小企業を対象に、Google のビジネスの拡大を推進。平成24年7月、CFO 株式会社 (現 freee) を設立。

**佐々木** 現在、千人規模の会社でも導入されるケースが出ていますので、スタートアップから上場まで支援できる体制が整ってきています。

### 税理士法人ゆびすいと freee 株式会社がシステム開発で提携

——システムの共同開発ということで提携された両社ですが、澤田先生は freee 株式会社、もしくは佐々木社長に対してどのような印象をお持ちですか。

**澤田** 定型的仕訳計上の効率的な仕組みについては、私も以前から考えていたことではありましたが「クラウド会計ソフト freee」と出会って、それが現実のものになったことを実感しました。導入当初はうまくいかない部分もありましたが、徐々にでもこの仕組みが普及していくことは間違いないだろうと思っていました。それがあっという間に広がり、今では freee さ

んのスピード感にあらためて驚嘆しているところです。

社会福祉法人向けのシステムの話も、最初は社員同士のやりとりのなかで持ち上がったのですが、freee さんが積極的、協力的に動いてくださったおかげで、スムーズに進んでいきました。

一方、スピード感ある会社の雰囲気とは違って、佐々木社長にはわりとホンワカした印象を持っています。

——それでは、佐々木社長は税理士法人ゆびすいにどのような印象をお持ちですか。

**佐々木** 超老舗の名門会計事務所さんですから、そのゆびすいさんから社会福祉法人向けシステムのご相談を受け、大変光栄に感じています。また、歴史ある事務所でありながら、若い社員さんが自由闊達に意見を言える風土であり、新しいものが生まれやすい事務所だと感じました。とても雰囲気の良いチームだと思います。

——システム開発の相談を受け、どのように思われましたか。

**佐々木** 社会福祉法人向けのシステム開発は難易度が高く、多少の不安はありました。「クラウド会計ソフト freee」では、NPO 法人の会計基準に特化した「freee NPO キット」を既に提供していますが、決算書の部分だけで解決する NPO 向けシステムとは違い、社会福祉法人向けでは区分単位で財務諸表の提出が求められるため、帳簿自体の作り直しが必要だからです。しかし、そのような問題も両社がアイデアとリソースを持ち寄ることで、ようやく完成への目途が立ちました。今回の経験はとても貴重で、ソリューションづくりにおける体制づくりのブレークスルーになったのではないかと思います。

### 社会福祉法人会計基準に対応したクラウド会計ソフト

——ゆびすいグループでは、どのような経緯で社会福祉法人向けの支援に取り組むようになったのでしょうか。

**澤田** 当事務所の公益法人への取り組みはお寺の税務に始まり、次に幼稚園の補助金監査に対応する会計のお手伝いなどへと広がりました。この学校会計、宗教法人会計のノウハウを活かして、平成12年に社会福祉法人会計業務を開始し、社会福祉法人会計ソフト「なごみ」を開発しています。その後、会計処理の基準が次々と変わり、社会福祉法が改正されて、組織の制度改革によってわれわれの仕事の範囲は広がりました。会計にとどまらず、登記業務、地方自治体への届け出、就業規則の作成など、それらをトータルでお手伝いするようになり、現在に至っています。

——社会福祉法人の顧客は現在、どれくらいですか。

**澤田** 800件ほどになります。

——開発中の社会福祉法人向けシステムの特長についてご説明ください。

**澤田** 一番の特長は、バックオフィスの合理化と省力化です。社会福祉法人は公益法人のなかでも特に帳票が多く、複雑な決算が自動化、簡素化されることは、社会福祉法人のみならず、そこに関わる会計事務所にとっても大きなメリットがあると考えます。介護、保育は今何かと注目されていて、制度が目まぐるしく変わり、国の施策も増えるなか、事務方の仕事は増える一方です。われわれがお手伝いできることは、会計以外にも山ほどあるのです。それを全部ひっくるめて「公益法人支援」と呼んでいるのですが、今度のシステムはそのための強力な武器になると思います。

——社会福祉法人に携わる会計事務所にとって強い味方になりますね。

**澤田** 多くの会計事務所さんにこの新しいシステムをご活用いただき、共に社会福祉法人を支援していければ幸いです。セミナーの企画も既に挙がっています。今後、社会福祉法人を手掛ける会計事務所の方々が集まり、社会福祉法人支援、システム導入のノウハウを共有していきたいと考えています。

——freee さんは、今回の社会福祉法人向けシステム開発にどのような思いで臨まれているのでしょうか。

**佐々木** 「誰もが創造的な活動ができる社会」を目指して、お客様に関わり深いものからつくっていく。これが当社のスタンスです。そのため、創業当初からアプリ交信の接続部分(API)を解放し、外部アプリケーションとの連携を可能にしてきました。このAPIの解放によって、業種特化、あるいはひとつのビジネスに特化した外部システムとの連携を強力に推し進めてきたのです。

今回も、このAPIの仕組みを活用することで、社会福祉法人に対応したゆびすいさん独自の仕組みを「クラウド会計ソフト freee」と連携させました。今回の取り組みによって、新たな連携の仕組みをつくっていく座組みのパターンがまたひとつ増えました。また、今回の開発では、「誰でも使えるシステム」をコンセプトに掲げています。

社会福祉法人は今、深刻な人手不足問題を抱えており、おそらく経営に対する経験値が低い方も多いと思われる。ですから、そのような専門知識を持たない方でも使えるシステムを目指して、開発に当たってまいりました。

## 「通常仕訳入力ゼロ」と 「AI アシスト監査」の元年に

——続いて、会計業界の方向性と課題について伺います。近年、業界ではAIの台頭がフォーカスされていますが澤田先生はどのようにお考えですか。

**澤田** 会計業界の今後を占うのは難しいのですが、ひとつ確かなことは、会計事務所経営においてAIの活用は避けて通れない道だということです。業界全体としても、この流れについていかなければならないと思います。

そのうえで最も重視すべきは、誰もが「楽しい仕事」に携わることだと私は思います。所長先生はもちろん、会計事務所で働く人たち全員が好きな仕事、得意な仕事に携わる。それがやりがいにつながると思うからです。そのためには、個々が専門性を高めていく必要があります、この専門性が今後のキーワードになってくるのではないかと思います。——会計事務所とのつながりが年々深くなっている freee では、業界の現状と今後の課題をどう見えていますか。

**佐々木** 会計業界は今、社会的な人材不足という問題と、働き方改革という社会的責任のダブルパンチでかなり弱っていると思います。私たちはだからこそ、そのためのソリューションを急がなければならぬと考えます。

私たちが考える解決策は2つです。ひとつは業務の自動化の推進。もうひとつは未経験者の活用です。キーワードは、まさに澤田先生が仰った「楽しい仕事」だと思います。業務の自動化によって「楽しい仕事」に注力できる環境をつくり出し、かつ、未経験者の活用も実現される。専門性の高い、付加価値の高い業務に注力できる基盤づくりこそ、私たちの使命だといえます。そこで、当社では今年、2つの大きな流れをつくることを目指しています。

ひとつは通常仕訳の入力作業をゼロにすること。もうひとつはAIアシスト監査をスタートさせることです。要は、従来のルーティン作業が完全に自動化された世界をつくるということです。「通常仕訳入力ゼロ元年」と「AIアシスト監査元年」。そのような発信をしていきたいと思っています。——佐々木社長のお話を受けて、澤田先生のお考えをお聞かせください。

**澤田** 私たちも、仕訳入力ゼロを目指していこうと思っています。人材不足についても、クライアントとわれわれ会計事務所に共通した問題ですから、これは早急に解決しなければなりません。まずは、魅力ある業界につくり直すことです。そのためには、私たち自身がこの仕事に誇りとやりがいを見いださなければならぬと思います。

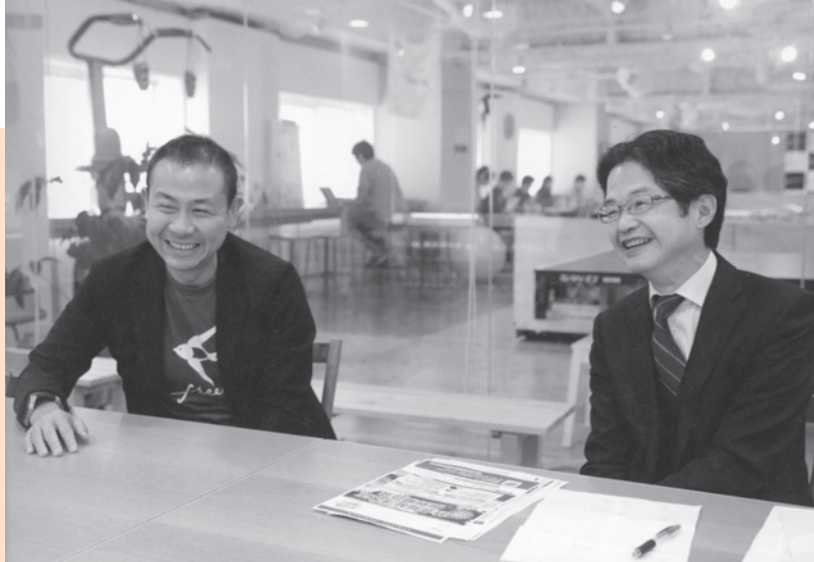
そこで今、当事務所では自分が本当にやりたいと思う仕事を見つけ、積極的に手を挙げてもらうよう、全社員に働きかけています。提案すれば必ず受け入れられるわけではありませんが、提案内容のチェックから支援までの仕組みもつくっており、できるだけ支援する方向で取り組んでいます。社会福祉法人向けソフト開発の話も、社員の提案からスタートしたものです。

また、全国に9拠点ありますので責任者を公募するといったこともしています。

——社員の提案を吸い上げる社風は昔からあったのですか。

**澤田** 私自身が、今までいくつも提案を吸い上げてもらってきました。大層なものでもなくてもいいのです。ただ、自分が中心になってできることを提案するようになっていきます。freeeにもそういった自由さが感じられますが、いかがですか。

**佐々木** そうですね。社員の意見や提案を吸い上げること



もありますが、完全に自発的に進んでいくものもあります。「NPO 会計」などは、草の根的に勝手に進んでいきました。そのような事業はたくさんあります。会社の方向性や時代の方向性に合致したものであれば、精査する必要なしと考えています。

## やるからには、本気で 社会福祉法人の支援を

——最後に、読者である会計事務所の方々にメッセージをお願いします。

**澤田** ぜひとも、多くの会計事務所の皆様に私たちが開発したシステムを活用していただき、一緒に社会福祉法人の支援に取り組んでいきたいと思っています。たまたま顧問先に社会福祉法人のお客様がいらっしゃるという理由ではなく、やるからには社会福祉法人の仕事に興味を持って取り組んでいただきたいと思います。外から会計を見ているだけでは社会福祉法人の魅力は分かりません。ですから、中に入り込んで、積極的に社会福祉法人支援に向けた研鑽をしてくれるような方々のご協力をお待ちしています。

**佐々木** ゆびすいさんとの共同開発で、業種特化型システムを増やしていくひとつのパターンが確立できたと思います。この経験を起爆剤として、freeeのAPIを活用した、より痒いところに手が届くようなサービスを、これからどんどん増やしていきたいと思っています。繰り返しますが、今年を「通常仕訳入力ゼロと、AIアシスト監査の元年」としたいですね。仕訳を入力しなくても業務が成立し、監査業務にはAIが使われることが当たり前の世の中になる。それを目に見える形で示したいと思っています。

既に、AIスピーカーで仕訳を打つといった取り組みが進んでいます。自動化もAIも、本当に身近なものになってきているのです。——まずは1月のリリースを楽しみに、今後の展開に期待したいと思います。本日はありがとうございました。



■澤田 直樹（さわだ・なおき）

ゆびすいグループ・税理士法人ゆびすい代表社員。税理士。CFP。昭和30年、大阪府生まれ。昭和54年、指会会計センター株式会社入社。昭和57年、税理士登録。昭和63年、澤田直樹税理士事務所開設。平成15年、税理士法人ゆびすい社員を経て、平成28年、ゆびすいグループ代表に就任。社会福祉法人をはじめとした公益法人に関しても深い実務ノウハウを持っている。

# 幼児教育無償化について

ゆびすいグループ 東日本事業部 佐藤 大 樹

## 幼児教育の無償化へ向けた動き

安倍政権はこれまで、少子化対策の一環として幼児教育の無償化を検討してきました。教育費の負担が少子化の最大の原因となっていることから、無償化によって歯止めをかけることがねらいです。2017年12月8日に「新しい経済政策パッケージ」(内閣府)の一つとして「幼児教育の無償化」を閣議決定。その後、無償化措置の対象範囲等の検討会や人生100年時代構想会議などで検討を重ね、2018年6月15日「経済財政運営と改革の基本方針2018」を閣議決定。2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指すとしています。

また、2018年10月15日の臨時閣議において2019年10月1日から消費税率を10%へ引き上げる予定と発表。そしてその増収分の一部を子育て支援対策に充て、「2019年10月1日から認可・無認可合わせて幼児教育を無償化します」と発表しました。政府の試算では消費税増収分約5.6兆円のうち、少子化対策(幼児・高等教育無償化、待機児童対策、保育士の待遇改善・増員等)に、1.7兆円を充当する方向で調整が進んでいます。幼児教育の無償化にかかる費用は8000億円規模になると言われています。

## 無償化の対象

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

大きなポイントは、下記の3点です。

- ・認可、認可外に関わらず無償化する。
- ・家庭の所得制限を設けない。
- ・「子ども・子育て支援新制度」の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

現状の政府の方針を詳しく見てみましょう。

### 1. 認可外保育施設について

- a. 地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育)は、認可保育所と同様に無償化の対象とする。
- b. 企業主導型保育事業についても、利用者負担相当分を無償化の対象とする。

### 2. 0歳～2歳児について

当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとする。

(現在は、住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているが、全ての子どもに拡大する。)

### 3. 就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)について

併せて無償化を進めていく。また、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。

### 4. 認可外保育施設の無償化の対象者・対象サービス

＜対象者＞

「保育の必要性」があると自治体に認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者を対象とする。(認可外保育施設に対する無償化措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置であることを踏まえ、認可保育所への入所要件と同一とする。)

＜対象となるサービス＞

- a. 幼稚園の預かり保育
- b. 認可外保育施設、地方自治体独自の「認証保育施設\*」、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等のうち、指導監督の基準を満たすもの。

※ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける。

- c. 子ども・子育て支援法に基づく(一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業)を対象とする。

「\*認証保育施設」…国の基準は満たしていないが自治体の基準は満たした保育施設。

※いずれのサービスも無償化補助を受けるためには自治体から「保育が必要とされる家庭」という認定を事前に受けておく必要があります。

## 施設形態による保育利用料

### 1. 認可保育所・認定こども園 保育料…無償

### 2. 幼稚園保育料…無償化上限額 月25,700円

(「子ども・子育て支援新制度」(内閣府2015年4月)の対象とならない幼稚園)

この金額は、私立幼稚園のひと月の利用料の平均額。

この額を超える分は保護者負担となる。

※預かり保育については、幼稚園保育料の無償化上限額(月25,700円)と合わせて月37,000円が上限となる。

### 3. 認可外保育施設保育料…無償化上限額

- i) 3～5歳児保育 月37,000円
- ii) 0～2歳児保育 月42,000円

※ i、iiとも、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における月額保育料の全国平均額。

※複数の認可外サービスを併用しても、上限額までは補助を受けることができる。

#### 無償化の対象にならないもの

幼児教育無償化は「保育料」が対象となっており、下記の実費分は保護者負担の方向で検討されています。

#### ◆実費徴収

例) 入園料、通園送迎費用、制服代、日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用等。その他、保護者に対し事前に明示し、同意を得た費用。

#### 〈幼児教育無償化に伴う食材料費の見直しについて〉

給食につきましては、保育の必要性等に応じて行われる支給認定区分により、食材料費の負担方法に違いがありますが、2018年11月30日の内閣府子ども子育て会議により見直しが行われる方針であることがわかりました。

これまで実費徴収又は保育料の一部として負担してきたことから、保護者が負担することに変わりはありません。

- 1号認定…「主食費+副食費」全額実費徴収
- 2号認定…「主食費+副食費」全額実費徴収(現行は主食費のみ実費徴収)
- 3号認定…「主食費+副食費」全額保育料とみなし減免

※生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する。

#### 検討課題・今後の展望

この幼児教育無償化によって、子育て世代の家庭の保育料負担が軽減されますが、新たな問題を生むことや、根本的な問題解決がされない懸念があります。

#### ・待機児童問題

教育・保育施設に入ることができなければ、保護者は無償化の恩恵を受けることができません。現状で無償化が実施されれば、さらに希望者が増え、待機児童問題が深刻化するという懸念があります。保育園の待機児童解消と女性就業率をアップさせることを目指す「子育て安心プラン」(厚生労働省 平成29年6月22日)が計画通りに進行するかが注目されます。

#### ・教育・保育の質の低下

待機児童問題にも関連しますが、それぞれの家庭の事情で今まで子どもを施設に預けなかった世帯が、無償ということを利用して利用するようになると、施設の不足および保育士不足がさらに深刻化する恐れがあります。保育士は処遇改善が課題となっており、賃金の低さを理由に離職が多いなど、慢性的な不足が続いています。そうした中で需要が増すことにより、保育の質を維持することがさらに難しくなる恐れがあります。

※「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)の中で保育士の待遇改善として当面1%(月額3,000円)程度の賃上げ(2019年実施)が決まっていますが、その財源は、今回の消費税の増収分から捻出するという試算です。

#### ・教育格差が広がる

保育所は現在も所得に応じて保育料が決められているので、所得が少なくすでに保育料が免除されている家庭は、今回の無償化により得られる恩恵は少ないと見られます。幼稚園も補助は以前から実施されていることから、いままです保育料を負担していた中高所得層が恩恵を受けることになります。無償化によって可処分所得化したお金は別の教育費用(習い事など)に消費されることが予測されますが、所得格差が教育格差をますます広げるとの懸念があります。

#### ・幼稚園か保育園か

幼稚園は文部科学省所管の「教育施設」、保育園は厚生労働省所管の「福祉施設」と法律上は定義されますが、実際の教育方針・運営はそれぞれの施設によってさまざまなのが現状です。株式会社が運営し教育に主眼をおいた保育園の人気の高まりもあります。これまで夫婦ともにフルタイムで働いている家庭にとっては、0歳児から保育可能で、保育時間が長い保育園に人気が集まったことで待機児童という社会問題が生じていますが、幼稚園にも無償化が広がることで、保護者は選択肢を広げることが可能です。

#### ・無料化にかかる手続き

小中の義務教育とは異なるため、無償化にかかる手続きは保護者が自治体と行わなければなりません。全保護者が期日までに手続きを完了できるか、また、手続きの変更による事業者側への負担が懸念されます。

「子ども・子育て支援新制度」の対象とならない幼稚園では無償化となっても、毎月の保育料を一度は施設に対して支払い、まとめて、自治体から保護者に還付される仕組みが予定されています。無償化の方法が施設により異なることから保護者の混乱を招く恐れがあります。

#### ・無償化の実施時期

今回の幼児教育無償化は、消費税の10%へ増税による増収分が財源となります。過去二度にわたり延期されている増税が予定どおり行われるかが注目されます。増税の延期は、世界情勢や経済状況を加味し、景気や消費の落ち込みを懸念したことによるものです。消費税増税が前提となり、幼児教育の無償化スタートされることとなるため、今後の情勢が注目されます。

# 処遇改善に関するご注意

ゆびすいグループ 経営コンサルティング事業部 石川 泰 令

幼稚園・保育園の設置者の皆様におかれましては、近年処遇改善Ⅰ・Ⅱに関してお困りとのこと相談を非常に多く受けます。

ハッキリ申しますと、私共のような学校法人・社会福祉法人の経営の専門家でも頭を抱えると申しますか、判断に悩むことの多い、非常に難しい制度です。当然上手く利用していただくと、教職員様のモチベーションや、最近の流行り言葉で言いますとエンゲージメントの獲得に繋がりますが、下手な運用をしてしまいますと、組織内での不公平感が生まれてしまったり、モチベーションへ悪影響を及ぼす結果になりかねません。

そこで、本日は処遇改善を行う場合の注意点をいくつかのパターンでお話させていただきます。

## <私学助成の園様>

まず初めに、処遇改善とは関係が無い私学助成の幼稚園様に向けてのご提案です。処遇改善の影響で、新制度に移行した幼稚園や保育園と私学助成の幼稚園とでは、教職員へ支給できる金額に大きな差が生まれつつあります。また今後の労働人口の減少という問題もあり、私学助成の園は、今後「教職員採用競争」で大きな苦戦を強いられることが予測されます。

私学助成の幼稚園では、子どもの数の減少もあり、当然激しい園児獲得競争が今後も継続的に起こりますが、園児獲得のまた幼稚園運営の源泉とも言えるべき、教職員様の獲得競争が今後急激に厳しくなっていきます。もちろん建学の理念や在園児数・地域特性等の要因で難しい可能性もありますが、是非一度このタイミングで新制度への移行をご検討下さい。

## <処遇改善Ⅰ>

処遇改善Ⅰは、施設に所属する教職員様の平均勤続年数によって施設に支給されます。ただし処遇改善Ⅰの賃金改善要件部分は、職員勤続年数が11年以内だと5%、それ以上だと6%となっています。

### 注意点その1

キャリアパス要件を満たしていない場合は賃金改善要件分の5%から2%マイナスされます。

このルール自体はご存じの方が多いのですが、このキャリアパス要件が設定された後に、昨年度から処遇改善Ⅱが動き出した関係で、「2～3年前にキャリアパスの設計はしたけれど、昨年度処遇改善Ⅱに対応する為、組織の設計が変わり、(具体的には副主任等級ができた等)現在の組織設計と、キャリアパス制度が合致していない」という事例を良くお見かけします。

キャリアパスの設計は、処遇改善Ⅱをもらう為の要件にもなっており、「より高度な専門性が求められるようになった」保育士・幼稚園教諭の方々の成長の道標となる重要な資料となります。作成だけでなく、年度ごとの更新、教職員様への周知といった「運用」面に力を入れていただきたいと思います。

### 注意点その2

給与水準の考え方と、人事院勧告分にご注意下さい。

先ほどお話させていただいた通り、処遇改善Ⅰにおける賃金改善要件部分はほとんどの園で5%となります。この5%分を基準年度の給与水準よりも上乗せすることが必要となります。

まず基準年度ですが、これは保育園では H24 年度。新設園や新規移行園は、前年度が基準年度となります。賃金改善要件は基準年度の給与「水準」と比べてどれだけ賃金が上昇したか？という考え方となります。

例えば H24 年以前から勤めている、A さんがいると仮定してみましょう。

H24 年度（H24.4 月）の時点での A さんのお給料と、属性を、22 歳、短大卒、勤続 2 年目、役職なし、額面 18 万円だとします。その A さんが現在まで勤めているとして、H30 年度（H30.4 月）のお給料が、28 歳、短大卒、勤続 8 年目、副主任、額面 27 万円（内 4 万は処遇Ⅱ）だとします。

この場合、やりがちな間違いが、現在の給与から過去給与を引いて、賃金改善額としてしまうことです。

### 間違いの例：(27 万－4 万)－18 万＝5 万が処遇改善分という考え方

この場合は、A さんの H24 年度の給与と比較するのではなく、H24 年度に、28 歳短大卒、勤続 8 年目、副主任という、現在の A さんと同じ属性の方がいたとして、その方の給与がいくらだったか？が H24 年度の給与水準という考え方になります。この処理をする為には、基準年度の給与規程や賃金のルールを思い出す、若しくは実態がこうなっていたというルールを再度作り直す必要があります。

またもう一つの注意点として、人事院勧告分の処理があげられます。子ども子育て新制度が動き出した後、公定価格の中の人件費相当分は、毎年少しずつ上がっています。つまり、園に入ってくるお金が増えているということです。H24 年度から通算すると既にこの人勧分は 5 % を超えてきています。この分の数字は、園で行った処遇の改善ではなく、国が行ったものなので、処遇改善Ⅰの賃金改善額には含まれません。

ですから、「現在の給与水準－人事院勧告分－基準年度の給与水準＝賃金改善額」となります。これが正しい処理の方法となります。

最近では不正受給をしていた園が自治体から、過去数年分の返金を求められたという事態も耳にします。個人的には不正受給をしようとしたのではなく、ルール・制度の正しい理解ができていなかったのではないかと感じますが、結果として公益法人で不正受給というニュースが明るみにできると、非常に悪い印象を利用者・地域の方々に与えることになります。

非常にややこしい制度です、上記をお読みいただき危険を感じられた場合は、是非弊社までご相談下さい。

### <処遇改善Ⅱ>

処遇改善Ⅱは、施設の教職員さまの 1/3 人に対して 4 万円を支給、1/5 人に対して 5 千円を支給するというルールとなっています。このうち 4 万円支給人数のうち 1/2 人（切り捨て）には、絶対に 4 万円を支給する必要があります、その他のの方々には園で自由に金額を配分することができます。

### 注意点その 1

これは処遇改善Ⅰにも言えることですが、給与支給時に手当として「処遇改善手当Ⅰ・Ⅱ」という項目をしつかりと作って、どの金額が処遇Ⅰ・Ⅱとして支払われているのかを明確にしてください。これをしておらず、例えば調整手当等を含めてしまうと、年度末の報告書作成の際に計算がややこしくなると共に、万一今後処遇改善加算が打ち切られた際に、賃金の不利益変更だと雇用者に言われかねません。上記を徹底すると共に、給与規程の更新も必要となります。

### 注意点その 2

等級制度を作り、賃金の UP 幅を程よく設定して下さい。

キャリアパス要件でも述べましたが、組織図上の等級（副主任格・学年リーダー格・リーダー格など）を設定し、等級が上がると賃金も上がるという制度を作ってください。またその際の上がり幅もある程度以上は確保していただく方が望ましいです。具体的には 5 千円等級（若手リーダー格）2 万円等級（学年リーダー格）4 万円等級（副主任格）程度で制度をお作りすることが多いのですが、これぐらいの昇給幅がある方が、昇格へのモチベーションも高まり、教職員の皆様の成長に繋がります。

# 公益法人に対する不動産の寄付

## ～税務上の注意点～

ゆびすいグループ 相続専門部 税理士 富田 幸裕

### 1. はじめに

公益法人に対して生前に不動産の寄付をされることがあります。その際に税金がかかってくる場合と特例により非課税となる場合があります。それぞれの場合を検討してみたいと思います。

### 2. 個人から一般法人への寄付

一般的に個人から法人へ不動産を寄付した場合は、財産をもらった法人側にて利益となり、法人税がかかります。

また、あげた側の個人は時価で譲渡したものとして所得税がかかります。

これをみなし譲渡と言います(所得税法59条)



### 3. 個人から公益法人への寄付

一定の要件を満たす公益法人に対して不動産を寄付した場合には、財産をもらった法人側も非課税となり、あげた側も非課税となります。その際には申請が必要となります(措置法40条)

#### 一定の要件とは？

- 要件1 寄附が教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。
- 要件2 寄附財産が、その寄附日から2年以内に寄附を受けた法人の公益を目的とする事業の用に直接供されること。
- 要件3 寄附により寄附した人の所得税の負担を不当に減少させ、又は寄附した人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないこと。

→寄付した不動産が公益事業に使われること、それにより租税回避行為がないことが要件となります。

### 4. まとめ

園長先生や理事長先生が公益法人へ不動産などの財産を寄付する場合には、

- ① 寄付する側(個人)が時価で売ったものとして所得税がかかる。
- ② 40条申請する場合には、上記一定の要件を満たしているか注意する。
- ③ 公益目的事業に直接供しているか確認する。(事前協議)
- ④ みなし譲渡(所得税法59条)の非課税規定のため、低額譲渡の場合は40条対象外となります。

公益法人へ不動産を寄付する場合には、所轄庁や税務署へ申請が必要となります。

要件を満たさない場合には課税されるときもありますので事前に相談されることをおすすめします。

ご不明な点があればお気軽にご相談ください。

## ～京都支店開設のお知らせ～

当グループでは、1月に京都支店を開設する運びとなりましたので、お知らせいたします。

従来より京都、滋賀のお客様に多数ご契約いただいております。京都に拠点を置くことにより、これまで以上に迅速なサービスをご提供できるものと確信しております。

これを機に職員一同気持ちを新たに、一層業務に精励し、皆様のご期待に添えますよう努めてまいります。何卒、今後とも旧に倍するご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

京都支店は最寄り駅から徒歩5分と、交通の便にも恵まれておりますので、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

(京都支店住所)

〒604-8162

京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町630 読売京都ビル 10 階

(電話・FAX番号)

税理士法人ゆびすい

電話 075-254-8586

FAX 075-254-8025

指吸会計センター株式会社

電話 075-254-8577

FAX 075-254-8025

(アクセス)

地下鉄烏丸線・東西線「烏丸御池駅」徒歩5分、

阪急京都線「烏丸駅」徒歩5分、地下鉄烏丸線「四条駅」徒歩5分



◀ 読売京都ビル



## ～人事異動のお知らせ～

人事異動にともない、下記の者が責任者となっておりますので、謹んでご案内申し上げます。何とぞ、前任者同様、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

税理士法人ゆびすい 京都支店長 税理士・医業経営コンサルタント 矢部 恭章

税理士法人ゆびすい 岡山支店長 公認会計士・税理士 緒方 康人

社会保険労務士法人 ゆびすい労務センター 福岡支店長 社会保険労務士 山内 洋佑



矢部 恭章



緒方 康人



山内 洋佑

## 『社会福祉法人 認定こども園・保育所 2Days 経営セミナー2018』を開催

昨年10月15日・16日に大阪の梅田スカイタワービル ウェストの36階にて『社会福祉法人 認定こども園・保育所 2Days 経営セミナー2018』を開催いたしました。

今年度も大変多くの皆様にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

今回は社会福祉法人、特に認定こども園と保育所の経営者・経理担当者を対象に、

- ・職場環境整備のためのリスクマネジメント
- ・理事会・評議員会の運営実務
- ・日常会計のチェックポイント
- ・決算書の見方と財務分析の進め方
- ・人事考課制度と組織体制の組織体制の整備・構築

といった内容について、各担当講師から熱のこもった解説をさせていただきました。

私も後ろに座って聞いていたのですが、社労事業部やコンサルティング事業部など他部門の講義は私自身も非常に勉強になりました。

担当先のお客様もお越しいただいていましたので、後ほどお話を伺うと、「特に実際に電卓を使って計算した、決算書の見方と財務分析の進め方が勉強になったよ!」とのお声を頂戴しました。普段、理事長先生や園長先生とお話していると、「決算書は数字ばかり並んでいてとっつきにくい」「見方がとても難しい」という声をよくお聞きします。アンケートを読んでいると、「帰って早速、自分の園の決算書でやってみます」というご感想も頂けましたので、会計担当としては嬉しい限りです。

また、2日にわたる研修でしたので、2日目の昼食時を中心に、ご参加頂いた先生同士での情報交換をされている場面もお見受けしました。日頃近隣の先生同士での情報交換は多いかと思いますが、他府県の事例などあまり聞けない情報・意見なども交換していただき、貴重な時間を提供できたのではと、大変嬉しく思っております。

このたびは多数の皆様にご参加いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

ゆびすいグループでは公益法人向けの研修を多く行っております。

本年8月には、大阪府堺市にて学校法人の設置者向け研修会を実施いたしますので、是非お越しください。研修講師派遣も承っております。お気軽にお問い合わせください。

(公益法人事業部 福井成美)

### プログラム

#### 第1講 社会保険労務士法人 | 社会保険労務士 山口 征司

##### 職場環境整備のためのリスクマネジメント

～人材確保・定着に向けたメンタルヘルス・ハラスメント・SNS対策～

#### 第2講 司法書士法人 | 司法書士 神田 雄樹

##### 社会福祉法改正に対応した理事会・評議員会の運営実務について

～法人運営・監査対応の留意点を詳しく解説致します～

#### 第3講 税理士法人ゆびすい | 税理士 尾上 暁彦

##### 管理職・経理担当者として知っておくべき日常会計のチェックポイント

～手順書やチェックリストを使って効率的にお伝え致します～

#### 第4講 指会会計センター | 公益法人事業部 神田 聖士

##### 決算書の見方と財務分析の進め方

～施設経営を財務から見た現状把握と問題点の見える化～

#### 第5講 株式会社ゆびすい | 中小企業診断士 石田 竜佑

##### 人事考課制度と組織体制の整備・構築

～職員のやる気を高める処遇改善について～

